

国自旅第288号
平成27年1月23日

九州運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

自家用有償旅客運送の事務・権限に係る地方公共団体の指定に関する取扱いについて

平成27年4月1日より施行される「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により、自家用有償旅客運送の事務・権限については、自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が行うこととされた(いわゆる「手挙げ方式」による移譲)。

国土交通大臣の指定を受けて都道府県又は市町村の長が事務を行う場合には、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に周知徹底を図るとともに事務取扱上遺漏なきを期せられたい。

記

(指定都道府県等の指定)

第一条 道路運送法施行令第4条第1項に規定する指定都道府県又は指定市町村(以下「指定都道府県等」という。)の指定(以下単に「指定」という。)は、地方公共団体からの申出により行うものとする。

(指定の基準)

第二条 地方公共団体から前条に規定する申出があった場合には、国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準に照らし、自家用有償旅客運送に関する輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務を適切に実施されると認めるときには、必要に応じて指導・助言等を行った上で、指定するものとする。

- 一 事務・権限の移譲に関する条例の制定、議会の議決等、移譲を受ける事務を継続的に責任をもって実施することについて地方公共団体において意思決定が行われていること。

- 二 都道府県にあっては、都道府県下の各市町村における指定の申出の意向について確認していることとする。
- 三 移譲される事務を実施する組織・体制が整っており、当該組織・体制が事務の適切な実施の観点（事故発生時等の緊急時の対応を含む。）から支障がないと認められること。
- 四 市町村運営有償運送を行う市町村にあっては、運送の実施主体が市町村となることから、当該運送に係る運営を行う体制と、移譲を受ける登録・監査等の事務を行う体制が、明確かつ適切な役割分担がなされていること。

（指定に係る手続き）

- 第三条 第一条に規定する申出は、原則、地方公共団体が移譲を受ける事務の執行を開始しようとする希望の日の3か月前までに、運輸支局等（運輸支局、兵庫陸運部及び沖縄陸運事務所をいう。以下同じ。）に対して書面により行うものとする。
- 2 運輸支局等は、第一条の申出をした地方公共団体に対し、指定の基準を満たすことを確認するために、事務を行う組織図・体制図等、必要な書類の提出を求めることとする。
 - 3 運輸支局等は、適宜、地方運輸局等（地方運輸局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）と連絡、調整を図りながら、第一条の申出をした地方公共団体に対し、前条各号の基準を踏まえ、指定に必要となる体制の整備その他について適切な指導・助言等を行うものとする。
 - 4 市町村が第一条の申出をした場合において、前項の指導・助言を受けた場合であっても体制面等で当面移譲を受けることが困難と考えられる場合には、運輸支局等は、当該区域を管轄する都道府県が事務・権限を補完し、市町村に代わってその役割を担うことができるよう、都道府県に対し周知、働きかけをすることとする。
 - 5 運輸支局等は、第一条の申出をした地方公共団体が指定の基準を満たすと認めるときには、地方運輸局等に当該申出に係る書類を進達するものとする。
 - 6 地方運輸局等は、進達された第一条の申出に係る書類について、地方公共団体が指定の基準を満たすと認めるときには、国土交通大臣に進達するものとする。
 - 7 国土交通大臣の指定は、前項に規定する地方運輸局等からの進達に基づき指定の基準を満たすと認めるときには、告示により行うものとする。
 - 8 指定することとなった場合は、地方運輸局等及び運輸支局等を経由して、告示予定日の30日前までに、第一条の申出をした地方公共団体に連絡するものとする。
 - 9 運輸支局等は、指定に先立ち、前項の連絡を行った地方公共団体に対し、事務処理に関する知見・ノウハウ等について必要な引継ぎを行うものとする。
 - 10 指定後に前条各号の内容について変更（事務を所掌する組織の名称変更等の事務処理体制の変更を伴わない軽微な変更を除く。）がある場合には、指定都道府県等は運輸支局等に対し、変更に係る内容を記載した書類を提出するものとする。

- 11 都道府県が指定を受け権限移譲がされた後、管内市町村が第一条の申出をして指定を受ける場合、又は、市町村の指定が取り消しとなり、指定を受けていた市町村を管轄する都道府県が第一条の申出を行う場合には、各地方公共団体間において、必要な引き継ぎを行うものとする。

(事務の適切な実施に関する支援等)

第四条 地方運輸局等及び運輸支局等は、指定都道府県等に対して、事務が適切に実施されるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく助言も活用しつつ、支援を行うとともに、指定都道府県等による事務処理について法令に照らして不適当な事実があると認めるときは、地方自治法第245条の5の規定に基づき是正に向けた働きかけを適切に行うものとする。

- 2 地方運輸局等及び運輸支局等は、必要に応じて指定都道府県等の担当者と定期的な意見交換の機会を設けるなど、輸送の安全及び旅客の利便の確保に対する考え方なども含めて、密接に連携するものとする。
- 3 運輸支局等は、自家用有償旅客運送の実施状況を把握するため、必要に応じて指定都道府県等に地方自治法第245条の4の規定に基づき資料の提出を求めることとする。
- 4 運輸支局等は、自家用有償旅客運送の実施状況や指定都道府県等の事務処理の状況等を踏まえ、技術的助言やノウハウの伝授等の必要な措置を講じるものとする。

(指定の取消し)

第五条 国土交通大臣は、指定都道府県等が第二条各号の基準を満たさなくなつたと認めるときには、指定を取り消すことができる。

- 2 指定の取消しは、告示により行うものとする。
- 3 指定の取消しがあつた場合には、指定都道府県等は運輸支局等に対し必要な引継ぎを行うものとする。